

第3号の3様式（第20条関係）

●●年●月●日

武蔵野市長 殿

手帳をお持ちの方で、
手数料減免の対象となる方
が、申請者となります。

申請者名 **武蔵野 太郎**

(手帳所持者)

住 所 **武蔵野市緑町3-1-5**電話番号 **0422-60-1802**

一般廃棄物処理手数料減免申請書

一般廃棄物（家庭廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ）処理手数料の減免について、武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行規則第20条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

手帳所持者	ふりがな むさしの たろう
	氏 名 武蔵野 太郎
住 所	武蔵野市緑町3-1-5（「同上」でも構いません）
手帳所持者と同一の世帯に属する世帯員の氏名（自署）	
ふりがな むさしの じろう	ふりがな むさしの さぶろう
氏 名 武蔵野 次郎	氏 名 武蔵野 三郎
ふりがな むさしの しろう	ふりがな
氏 名 武蔵野 四郎	氏 名
ふりがな	ふりがな
氏 名	氏 名

同一世帯の方の課税状況等を確認いたします。
このことについて、それぞれの方に同意していただくため、自署でお願いいたします。

市がこの減免申請に係る次の資格要件を確認することについて世帯全員が同意します。

- 手帳所持者が、次に掲げる手帳のいずれかを所持していること。
 - 身体障害者手帳1級又は2級
 - 愛の手帳1度又は2度
 - 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級
- この申請を行った日の属する年度分（当該年度分の課税状況が判明していない場合にあっては前年度分）における世帯全員に対する市民税が非課税であること。
- 上記世帯において次に掲げる手当等を受け、既に一般廃棄物処理手数料の減免の対象になっていないこと。
 - 生活保護
 - 中国残留邦人等及び特定配偶者自立支援
 - 特別障害者手当
 - 児童扶養手当
 - 特別児童扶養手当
 - 老齢福祉年金